相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県福井市三十八社町第二号一二番地、最後の住所福井県福井市三十八社町第一号二一番地　被相続人　亡　徳本　志朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十二日

福井県福井市宝永四丁目九番一五号　千葉ビル二階　吉村・麻生・安部法律事務所

相続財産管理人　弁護士　麻生　英右

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市下塩尻二〇八番地五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山嵜すみ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十二日

長野県上田市天神二―一―二二〇ＡＵ千曲社ビル二Ｆ―Ａ

相続財産管理人　大野　薫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県各務原市鵜沼川崎町二丁目一二九番地六、最後の住所岐阜県各務原市鵜沼川崎町二丁目一二九番地の六　被相続人　亡　近澤　義彰

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十二日

事務所岐阜市江川町一六番地　弁護士法人森川・鈴木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　雅雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県尾西市開明字南瀬古一九番地、最後の住所不明　被相続人　亡　杉本　善一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十二日

事務所岐阜市江川町一六番地　弁護士法人森川・鈴木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　雅雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県下田市五丁目一七〇番地一、最後の住所静岡県下田市五丁目一番一一号　被相続人　亡　稲葉　浩一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十二日

事務所静岡県下田市旧岡方村七〇三番地三号　伊豆下田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　篠崎　元貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県伊豆市土肥一五六番地一、最後の住所静岡県伊豆市土肥一〇七番地　被相続人　亡　関　一志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十二日

静岡県沼津市三園町二番二九号

相続財産管理人　弁護士　田上　悠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県志摩市阿児町神明一五三九番地二五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　加藤　民世

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十二日

三重県松阪市久保町一八五五番地一九九

角谷一成法律事務所

相続財産管理人　弁護士　角谷　一成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市左京区北白川久保田町二四番地、最後の住所大阪府豊中市曽根東町三丁目二番一―九〇八号　被相続人　亡　内山　玲子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十二日

大阪市北区西天満二―三―九オーク西天満ビル三階

相続財産管理人　弁護士　井上　賢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市土橋町六四番地一、最後の住所愛媛県松山市星岡一丁目二九番七号星乃岡マンション一〇三号　被相続人　亡　芳野　直美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十二日

愛媛県松山市菅沢町甲七一六番地一一

相続財産管理人　司法書士　野本真由美

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成27年５月12日

東京都千代田区紀尾井町３番30号

公益社団法人不動産保証協会

記

年番	度号	商号又は名称	免許番号	証号	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
平27不保147		株式会社グローバルホー	北海道知事石狩(1)7701		代表取締役工藤栄三	1000万円
平27不保148		有限会社小島興産	宮城県知事(3)4797		代表取締役小島義治	〃
平27不保149		たむら農業協同組合	福島県知事(5)1914		代表理事管野啓二	〃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県長崎市梁川町六四五番地四、最後の住所福岡県宗像郡福間町花見が丘一丁目一番一―一〇〇七号　被相続人　亡　舩津　敏則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十二日

福岡市中央区赤坂一丁目一二番一五号

相続財産管理人　弁護士　中村　匠吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県天草郡島子村大字大島子二九九〇番地の二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　松坂　乙吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月十二日

事務所熊本市中央区紺屋今町二番一号ヨーヨービル五階津留山村法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鎮西　正弥